



令和4年2月3日

野洲市議会議長
荒川泰宏様

議員報酬増額の検証および議会改革の実現について

野洲を魅らせる会
代表 [REDACTED]

寒冷の候、貴職におかれましては議会の取りまとめ、野洲市政の監視という重要な職責を担っておられますことに対し、厚く感謝と御礼を申しあげます。

昨年11月からは議會議員の構成も変わり、議会では議案審査をはじめとする議員の的確な判断が期待されるところです。

さて 去る平成31年1月1日から議員報酬の増額が行われました。

報酬の引き上げは、議会改革推進特別委員会で議論され、議員自らが発議して条例改正をしたところですが、当時の議会を構成している議員の任期が終了した後においても、報酬引き上げの理由としたことが実現されていないのではないかと疑念を持っています。

議案提案にあたっては具体的な理由が述べられ、月額5万円の増額が必要と言っています。

そこで結果として、月額5万円を増額したことが正しかったということを市民に対して明らかにしていただきたいと思います。 (a)

そのためには、議会において第3者委員会を設置するなどにより、後述する項目にまとめた理由の実現状況について検証していただきたいと思います。 (b)

検証に当たっては議案に賛成した議員はもちろんのこと、当時の橋、岩井、東郷の各歴代議長は議会としてどのように取り組んだのかも合わせて検証をお願いします。 (c)

その結果は、当会にご報告いただくとともに公表されることを希望します。

1. 報酬増額の経過

荒川議長におかれましてはご存じのことと思いますが、確認の意味で当時からの事実関係を記します。

平成30年11月議会において、議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例案（議員の報酬月額5万円の増額）が、北村議員、東郷議員が提出者となり、山本、岩井、津村、田中の各議員が賛成者として提出され、同年12月21日の本会議において賛成多数（賛成9、反対7）により可決されました。

そして、普通では考えられない翌月 1 月 1 日から実施しています。

その提案理由としたのは、

- Ⓐ ①議員活動が広範囲になる。
- ②専門知識が必要になる。
- ③活動に専念できる環境の確保
- ④更なる議会の活性化
- ⑤議員を志す優秀な人材を確保
- ⑥以上の理由のため月額 5 万円の報酬増額が必要。

とし、東郷議員の提案理由説明では、「過去の特別職報酬等審議会（以下報酬審議会と言います。）の答申内容を引用」し、また同じく「改選前の議会改革推進特別委員会（以下特別委員会といいます。）で検討し長年の懸案であった。」ためと述べています。

さらに、「そのため本年 1 月 15 日から 4 回にわたり、特別委員会を開き慎重に審議した。」と言っています。

提案理由とした①から⑥について、当該議員の任期が終わった令和 3 年 10 月が過ぎましたが、どれ一つとして結果が明らかになっておらず、月額 5 万円との結びつきも明らかではありません。

2. 市民の反応

市民からは多数の怒りの声を聞いています。

提案理由は市民をだました言葉としか受け取れません。

柏木市長が市長選挙時に新病院計画に関する公約について、市長就任後に変更を余儀なくされたことについて「公約違反だ」と言った議員がいますが、議員が議会で虚偽の理由をもって提案して、条例改正したことこそが公約違反であり、実現できないことを理由に金員を得るということは詐欺に当たるのではないでしょうか。

増額した報酬のうち、提案理由と合致した部分を差し引いて、返還しなければ市民は納得しません。

提案者の東郷議員が説明している提案理由は虚偽ではないでしょうか。

当時の矢野議長からは平成 30 年 10 月 2 日付で特別委員会委員長に議員報酬額の見直しの検討を依頼しています。

東郷議員は、平成 30 年 11 月 29 日の定例会初日に、提案理由説明のなかで、「1 月 15 日から 4 回にわたり慎重に審議した。」と言っていますが、議長が依頼したのは 10 月 2 日であり、それ以前から検討していたのか？ つじつまが合っていません。

1

令和 3 年 6 月 2 日に市政創生市民の会（以下市民の会）と市議会議員との出前懇談会で市民の会会員が、市財政の話の中で「この間、給料上げましたね。」という発言をしたとき橋議員が、「元に戻しただけだ。」と言いました。

私も同席していたので、「以前そういう理由で増額要求したが、市長が難癖をつけたので、議員発議はしないことを決めた。ところが市長が（今発議しないのなら）予算を取らないと言った。そして提案理由では活動が広範囲。高度なことをする。などと言う理由だったが、一つも守られていない。」と返しましたが、橋議員は無言でした。

それどころか、定例会最終日の総務常任委員会委員長の報告では、「委員から、今回の5万円引き上げはもとに戻すという引き上げなのか、市民からの声が出発なのかとの質疑に対し、もとに戻すという意味ではなく、市民からの声と、議員の生活もあり、上げるべきという意見が多かったとの答弁がありました。また、市民の生活からすると30万円でも多いと思われている。5万円の引き上げは市民の感覚からかけ離れているとの質疑に対し、責任にふさわしい対価というのが原則。生活できる報酬でないと議員の質が上がらない。結果的に市民の利益にならないとの答弁がありました。」と報告されました。

(2)

(3)

この委員長報告にあるとおり、また東郷議員による提案理由説明でも「元にもどす」とは言っていません。

橋議員は、議案提案時には議長でありながら、この懇談会出席者に報酬増額は、過去に下げた分を元にもどすといって、納得させようとウソをついたのです。

委員会においての答弁者は、議案提出者の北村議会改革推進特別委員会委員長が東郷副委員長だと思いますが、市民からの声と「議員の生活もあり」という言葉を使っていますが、この「市民からの声」の市民とは何人を、また「議員の生活もあり」とはどのような生活なのか、その発言した内容の根拠を第3者委員会等で明らかにしていただきたいと思います。

(4)

このような重要かつ重大な案件が、たったの50日で報酬を5万円も引き上げるという結論が出るとは信じられません。

いわゆる「出来レースレース」だったのに違いありません。

また世間的には、消費税率が10%に引き上げが予定されており、病院整備にもこの時で110億円を超える費用が示されていました。

このことは議会基本条例第22条を承知していなかったのか、あるいは知っていて無視したのか、いずれにしても市民不在であり、許されるものではありません。

私は、この報酬引き上げを定例会に提案することを知り、当時の全議員に「議員発議してはいけない」旨お願いしましたが、残念ながら聞き入れてもらえませんでした。

特に北村議員は、当時特別委員会委員長だったので、発議をしてはいけないと助言しましたが、東郷副委員長に提案理由の説明をさせています。

また、この件は山仲前市長が議会に対し発議を促していたということも聞きました

が、それを知っていた議員の誰一人として止めなかつたことは非常に残念です。

東郷議員が説明した中で、報酬審議会での答申内容を引用していましたが、そうであれば、市長が提案すべきです。

さらに、改選前の特別委員会の引用もありましたが、特別委員会では「市長による議会への不当な介入があつたため、議員からの発議はしない。」ことを議会として決めたのです。

このように、議員の特権のように、結論ありきで虚偽の説明をするなどは、決して許されることではありません。

検証に当たつては、先ほど申しあげたとおり議員報酬増額を提案および賛成した議員のみならず、議会を代表する歴代議長はどのように対応したのか、その責任も聞いていただきたい。

b

3. 他団体の情報など

全国市議会議長会のホームページで、議員発議による条例改正の事例がないか閲覧しましたが、議員が長期間議会を欠席する場合等について報酬の扱い等についてはありますが、議員発議による報酬の増額については見当たらなかつたので、電話で問合せたところ、議員発議による議員報酬増額は無いということでした。(令和3年9月)

また、米原市議会では、議員報酬等の改正が必要となつた場合、学識経験者や市民代表等を構成員とする第三者機関としての審議会を設置し議論を行い、議会はその結果の答申を受けて判断することにしています。

そして改正が必要と判断した場合は、市の報酬審議会に諮ってもらっています。

このように第三者委員会で議論し、その答申に基づき議会が、関連する条例などに照らしたうえ、社会情勢を踏まえて判断すべきだと思います。

4. 議会への要望

それどころか、更なる議会の活性化を理由に挙げておきながら、報酬増額後に山崎敦志議員が虚偽の申告により議会を欠席しました。

このことが議会の活性化になるのでしょうか。驚きです。

このことがあつたため、当時の岩井議長に「正常な議会運営について」のお願い文書を提出し、議会の活性化を求めました。

①

- ①議会の会期を通年会期とすること
- ②議会モニター制度を創設し、市民の議会参加の機会を作ること
- ③政務活動費を増額し、相当分の議員報酬を減額すること
- ④議会基本条例および政治倫理条例を見直すこと

④

を主な内容として、岩井議長に文書を提出し説明しました。

しかし岩井議長は、全員協議会で「文書を置いて帰った。」と言っています。

提出時には説明もしましたし、議長自身が録音もしています。また野並副議長も自席ではありますが聞いているはずです。

その後、どこまで進んでいるのかたずねたところ「特別委員会で必要なことは取り上げている。」と言って何もやっていません。

そして次の議長となった東郷克己議長は「特別委員会委員長であったが、議長になつたので次の山本剛委員長に引き継いだ。」といい、山本委員長は「私は議会を代表して言える立場はない。委員会は公開だから傍聴に来い。」といい、誰も取りあげていません。

報酬引き上げのように自分たちの利益になることには、議員の特権を使い実現していますが、市民のための議会改革は全くと言っていいほど、検討すらしていません。

そこで、議会としてどこまで議論をしてきたのか示していただき、また今後どのように扱うのか議長の方向性をお示しください。

全国的に議会改革が進み始めたころ、野洲市でもいち早く議会改革特別委員会を設置し、議会基本条例を定め、市民への議会報告会を行うなど、県内でも先駆的に取り組んできました。

そして更なる改革を進めるため議改革推進特別委員会としたところです。

ところが、最近の議会は改革の推進どころか後退しています。

「正常な議会運営について」お願いしたことについては、これまで納得できる回答はなく、何代にもわたり先送りしています。

言葉では議会を代表すると言いながら何もしてこなかった歴代議長の責任についても、第三者による検証をお願いするものです。

(e)

タブレットの導入は議会改革ではありません。

真の議会改革を期待しています。